

課目 8 「家族法の基礎」 事前課題

問 1. 次の空欄に適切な語句を挿入せよ。

民法では、親子のように血縁によって生ずる自然な関係の（ A ）と婚姻によって生ずる人為的な関係の（ B ）を中心に、親族関係を決め、6 親等までの（ A ）、配偶者と 3 親等までの（ B ）を親族としている。そのうち、成年後見の申立ができるのは、（ C ）以内の親族である。従って、本人のいところは申立をすることは（ D ）。

A		B	
C		D	

問 2. Aには、10 年間一緒に暮らしていた内縁の夫 Z がいたが、Z は、2019 年 7 月 1 日に亡くなった。A と Z の間には、認知を受けた子 B がいる。また、Z には、離婚した前妻との間に、子 C と子 D がいる。

Z の遺産は、預貯金 1200 万円のみである。法定相続分にしかたがって遺産分割をした場合、A、B、C、D は、いくらずつ財産を取得することになるか、回答せよ。

A		B	
C		D	

問 3. A（社会福祉士）は、B の成年後見人として活動しているが、先日、B の父 C が多額の財産を残して、亡くなった。相続人は、B のほか、B の兄 D であるが、C は、財産はすべて D に相続させる旨の遺言を残していた。この場合、A としてはどのように対処すべきか、簡潔に述べよ。（150 字程度）

問 4. 成年後見人は、成年被後見人が死亡した時、管理した財産を相続人に引き継ぐことになる。しかし、相続人の存在が明らかでない場合、後見人は、どうすればよいか。また、相続人がいなかった場合は誰に引き継ぐべきか、簡潔に述べよ。（400 字程度）

問 5. 成年被後見人に相続人がなく、生活を共にしていた事実上の養子（養子縁組はしていない）がいた場合、事実上の養子は、財産を取得することができるかどうか、その理由とともに簡潔に述べよ。（100 字程度）

【課題作成にあたって】

- ・ 問 1、問 2 は本紙に回答を直接記入しても結構です。
- ・ 問 3～問 5 はレポートにまとめてください。原稿用紙の使用可、パソコンでの作成可です。
- ・ 用紙は A4 縦で使用、文章は横書きとし、1 ページあたりの文字数は 20 字×20 行＝計 400 字と

してください。

- ・各問で指定された字数を守って作成してください（指定文字数の前後2割までを有効とします）。
- ・レポートの最後に、お名前と本研修の受講者番号を記載してください。

【提出締切と提出方法】

- ・提出締切は2021年1月31日（日）です（必着）。
- ・作成したレポートのデータをメールに添付し、下記アドレス（本研修の課題提出専用）までお送りください。
- ・その際、メールの件名は「課目●事前課題の提出」としてください（※●には該当する課目の番号を入れてください）
- ・メール本文には、氏名と受講者番号を記載してください。

■本研修の課題提出専用メールアドレス（他のメールと混ざらないよう専用アドレスを使用します）

seinenkouken.kadai.ngt2020@gmail.com